

富里市空き家活用制度実施要綱

平成30年10月 1日 施行

令和 2年 5月 1日 改正

令和 2年 8月26日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家を有効活用し、地域の活性化と良好な住環境を守るため、空き家活用制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する建物のうち、個人の居住若しくは店舗の営業等の事業を目的として建築し、現に居住し、又は使用していないもの（居住又は使用をしなくなる予定のものを含む。）及び当該建物と所有者等を同一にする敷地のうち、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結していないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (3) 庁内活用調査 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報（以下「登録情報」という。）を、庁内で共用することとで、空き家の活用についての需要を調査することをいう。
- (4) 空き家バンク 登録情報を市内への移住、定住等を目的として空き家の利用を希望する者、空き家の有効活用を希望する者等（以下「利用希望者」という。）に紹介する制度をいう。

(物件の登録等)

第3条 所有者等は、庁内活用調査又は空き家バンクへの物件の登録（以下「物件登録」という。）を申し込もうとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 富里市空き家活用希望物件登録申込書（別記第1号様式）
- (2) 富里市空き家活用希望物件登録カード（別記第2号様式）
- (3) 同意書（別記第3号様式）

2 市長は、物件登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、適切であると認めたときは、富里市空き家活用希望物件登録台帳（別記第4号様式。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

(2) 富里市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団密接関係者」という。）が所有者等であるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

3 市長は、登録台帳に登録された物件（以下「台帳登録物件」という。）について、富里市空き家活用希望物件登録完了書（別記第5号様式）により、当該物件登録の申込みを行った者に通知するものとする。

4 台帳登録物件の登録の有効期間は、登録された日の翌日から起算して2年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。

5 市長は、台帳登録物件でない空き家のうち、登録することが適当と認められるものの所有者等に対し、物件登録を勧めることができる。

（台帳登録物件に係る変更の届出）

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、富里市空き家活用希望物件登録変更届出書（別記第6号様式）に変更後の事項を記載した富里市空き家活用希望物件登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（物件の登録の取消し）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、台帳登録物件の登録を取り消し、富里市空き家活用希望物件登録取消通知書（別記第7号様式）により、当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しない。

(1) 空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

(2) 市長が第11条第3項の規定により契約締結の報告を受けたとき。

(3) 富里市空き家活用希望物件登録取消依頼書（別記第8号様式）の提出があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（媒介等の依頼）

第6条 市長は、市長が別に空き家バンクの運用についての協定を締結した者（以下「協定者」という。）に対し、台帳登録物件の売買、賃貸借等の契約の代理若しくは媒介（以下「媒介等」という。）を依頼するものとする。ただし、協定者が媒介等を協定者以外のものを行うことを認めたときはこの限りでない。

2 市長は、媒介等を依頼するとき、又は依頼を中断し、若しくは終了しよう

とするときは、富里市空き家活用希望物件媒介等（中断・終了）依頼書（別記第9号様式）により依頼するものとする。

（情報提供）

第7条 市長は、必要に応じて登録台帳に登録された情報を活用提案調査に使用し、又は利用希望者に提供するものとする。

（利用者の登録等）

第8条 利用希望者は、前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、富里市空き家バンク利用登録申込書（別記第10号様式）に誓約書（別記第11号様式）を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、富里市空き家バンク利用者台帳（別記第12号様式）に登録し、富里市空き家バンク利用登録完了書（別記第13号様式）により、当該利用申込者に通知するものとする。

(1) 空き家を購入し、又は賃貸した後も良好に管理し、市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調できる者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

3 前項の規定にかかわらず、利用申込者が暴力団員等又は暴力団密接関係者であるときは、富里市空き家バンク利用者台帳に登録しない。

4 第2項の規定による登録の期間は、登録した日の翌日から起算して2年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。

（利用に係る登録事項の変更の届出）

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、富里市空き家バンク利用登録変更届出書（別記第14号様式）を市長に届け出なければならない。

（利用の登録の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の登録を取り消し、富里市空き家バンク利用登録取消通知書（別記第15号様式）により、当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しない。

(1) 第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 市長が第11条第3号の規定により契約締結の報告を受けたとき。

(3) 空き家を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
 - (5) 空き家バンク利用登録の取消しの申出があったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
- (交渉等)

第11条 利用登録者は、物件登録のあるものについて、交渉を希望する場合は、富里市空き家バンク物件交渉申込書（別記第16号様式）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該物件登録者及び第6条の規定による依頼を受けて当該物件登録者と媒介等の契約をした者（以下「物件登録者等」という。）にその旨を通知するものとする。

3 物件登録者等は、遅滞なく市長に交渉の結果を報告しなければならない。

(市の関与)

第12条 市長は、物件登録者等と利用登録者の空き家に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年5月1日告示第83号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年8月26日告示第125号）

この告示は、公示の日から施行する。